

Q74

農水産業協同組合の信用事業の基本的な業務が破綻前後で継続されるための準備はどのようなものがありますか。

Ans.

- ① 破綻直後の農水産業協同組合においては、管理人は農水産業協同組合としての信用事業の基本的な業務を維持するために必要な手当を行います。その代表的かつ根幹的なものの中に、名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）の結果を踏まえて、払戻しを停止する必要がある貯金口座等からの貯金等の払戻しを防止する措置、貯金口座ごとの入出金記録を保存する措置、システム面での対応措置等があります。
- ② これらの措置は、原則として被管理農水産業協同組合となった破綻農水産業協同組合の貯金等の払戻しを適切に行いつつも、財産の不適切な流出を防止するために実施されるものです。
- ③ 現在、農水産業協同組合においては業務の処理がコンピュータシステムにより行われており、このような措置を実施するための被管理農水産業協同組合におけるコンピュータシステム上での対応が、農水産業協同組合としての信用事業の継続あるいは再開には必要になると考えられます。

I

貯金等の保護の
範囲の概要

II

貯金保険制度の
ありまし

III

貯金者データ等
の整備

IV

破綻時の付保
貯金の取扱い

V

破綻時に保険金の
支払対象とならない
貯金等の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への
対応

VIII

不良債権の回収
と責任追及